

仕 様 書

- 1 件名
防火長靴の購入
- 2 納入・履行期限
令和5年3月31日（金）までに納入すること。
- 3 納入・履行場所
所属別に分けた上で納入するものとし、詳細は別添のとおりとする。
- 4 支払方法
業務完了払
- 5 発注数量
防火長靴 67足
- 6 概要規格等
別添のとおり
- 7 その他
 - (1) 発注サイズの決定
発注する物品のサイズについては、担当者に各サイズのサンプル商品等を提出しサイズ合わせの期間を設けた後に各人により決定するものとする。
 - (2) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当者と協議して指示を受けるものとする。
 - (3) 草加八潮消防組合個人情報保護条例（平成28年条例第10号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (4) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- 8 同等品規格確認票
仕様書記載規格の同等品以上で積算する場合は、入札前に草加八潮消防組合総務課の担当者にガイドラインに適合していることを証明する書類を持参の上、製品のカタログ等を提示して必ず説明を行い、同等品規格確認票に確認印を得た上で入札

に臨むこと。

9 問い合わせ先 草加八潮消防組合 草加八潮消防局総務課職員係 酒井
電話 048-924-2112 内線 (50) 223

納入・履行場所

1 所属別納入・履行場所一覧

所 属	納入・履行場所
消防局企画課	草加消防署
消防局総務課	草加消防署
消防局予防課	八潮消防署
消防局警防課	草加消防署
消防局情報指令課	八潮消防署
草加消防署管理課	草加消防署
草加消防署消防第1課	草加消防署
草加消防署消防第2課	草加消防署
草加消防署西分署	草加消防署西分署
草加消防署青柳分署	草加消防署青柳分署
草加消防署北分署	草加消防署北分署
草加消防署谷塚ステーション	草加消防署谷塚ステーション
八潮消防署管理課	八潮消防署
八潮消防署消防第1課	八潮消防署
八潮消防署消防第2課	八潮消防署

2 各納入・履行場所詳細

- (1) 草加消防署
草加市神明二丁目2番2号
- (2) 草加消防署西分署
草加市西町108番地2
- (3) 草加消防署青柳分署
草加市青柳六丁目23番6号
- (4) 草加消防署北分署
草加市清門二丁目1番地43
- (5) 草加消防署谷塚ステーション
草加市谷塚町525番地2
- (6) 八潮消防署
八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地

防 火 長 靴
仕 様 書

草加八潮消防局

第1 総則

1 概要

本仕様書は、防火長靴について必要事項を定める。

この長靴は、裏付で、前部編み上げにより太さを調節し、着脱を容易にするため防火長靴の横に斜めに取り付けたファスナーと後部にキックスタンドを設けた構造で、爪先部に鋼製又は樹脂製先芯、靴底周辺部に突刺防止用のフェルトを巻き込み、踏まず部に補強のゴムと布を貼り付け、靴底に踏抜防止用ステンレス板を入れ、本底は重耐油底とし、静電気帯電防止構造とする。

2 長靴の条件

- (1) この防火長靴は、TX-777R（又は同等品以上とする。）とし、JIS T8101(安全靴)及びJIS T8103(静電気帯電防止靴)の規格を基準として製作された安全靴であり、さらに消防活動に適した機能と強度を付加した性能を有するとともに、傷、斑点、汚れ及びその他著しく外観や機能を損なうような欠点のないものとする。
- (2) 防火長靴は「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインについて（通知）平成29年3月7日付消防消44号」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠するものであること。

第2 仕様

1 使用材料

部 品 名	使 用 材 料
胴部・腓ゴム	配合ゴム(天然ゴム)
表底	配合ゴム(NBR) 重耐油底
裏布	30/1200ブライトメリヤス トーヨーグレー
先芯	新ガイドラインに基づく材料
先芯補強布	スフ79黒帆布
踏抜防止板	ステンレス板 JIS T8101に基づく材料
内巻テープ(ケブラ)	フジロン9000Kケブラ
不踏補強上下	配合ゴム ゲージ0.9m/m、スフモス116本 白ゴム糊片引貼り合わせ
靴紐	黒色ナイロン製 両端末を熱焼付処理(セルチップ付)を施したもの
ファスナー	合成樹脂製コイルファスナー ロック機能：オートマチック式
ファスナー引手紐	樹脂加工丸紐 ワックス処理し端末は金属(ステンレス)かしめを施したもの

はとめ	アルミニウム製 #18黒色 座付
反射テープ	オレンジ色 幅10m/m
キックスタンド	配合ゴム(天然ゴム)
中敷き	静電加工

2 寸法

部分 サイズ	前丈	後丈	部分 サイズ	前丈	後丈	部分 サイズ	前丈	後丈
22.0	33.0	32.0	25.0	34.0	33.0	28.0	35.0	34.0
22.5			25.5					
23.0			26.0	35.0	34.0	29.0		
23.5			26.5					
24.0			27.0					
24.5	34.0	33.0	27.5			30.0	36.0	35.0

3 表底の寸法

(単位：mm)

部分	寸法	備考
踏付け主要部	厚み3.0以上	JIS T8101(安全靴)による

4 構造及び外観

- (1) 各部の名称は概要図1による。
- (2) 本底はプレス加工したもので概要図2による。
- (3) 裏付で、爪先を保護する先芯を入れ、靴底周辺部に突刺防止用のフェルトを巻き込み、踏まず部に補強のゴムと布を貼付け、靴底に踏抜き防止板を入れたものとする。
- (4) 突刺防止用のフェルトは、踏抜き防止板に最下部がかかるように取り付ける。
- (5) 爪先の胛部分の上部に補強用の先ゴムを貼り付ける。
- (6) 先しんの内側から後端部内側にかけては、布及び緩衝材のあるゴム等で内貼りする。
- (7) 胴ゴム前側に切り込み(水除け付き)を入れ、長靴横部の斜めファスナーにより迅速な着脱ができる構造とし、ファスナー全開時の切り込み幅をワイド(最大15cm、許容差1cm)型とする。
- (8) 胴ゴム前側に切り込み(水除け付き)を入れ、靴ひもにより、胛部分、すね部分及び足首部分を使用者に合わせ締めつけられる構造とする。
- (9) 靴底にサイズ及びウィズ、JISマーク、JQAマーク、製造業者名(略号も可)を表示し、左足内側(化粧テープ下)に静電表示を行う。また、靴内部に静電靴試験票

を挿入する。

- (10) 色は全体を黒色とし、先ゴム、筒口テープ及び本底と胴部分の接合部分をオレンジ色とする。
- (11) 背部にオレンジ色の反射テープを取り付ける。
- (12) 中敷きは静電加工を施したものをオプションとして同梱すること。

5 包装及び表示

- (1) 各足に適切なツトを挿入する
- (2) 1足毎に適切な紙袋に収納する。
- (3) 品名、サイズ、ウィズ、JISマーク、JQAマーク、日本工業規格番号(JIS T8103)、作業区分(S)、付加的区分(P)、名称(静電気帯電防止靴)、製造年月、種類(ED)、防護性能(P)、環境区分(C3)、甲被区分(非耐油性ゴム)、認証番号(JQ0113001)、製造業者名を表示する。

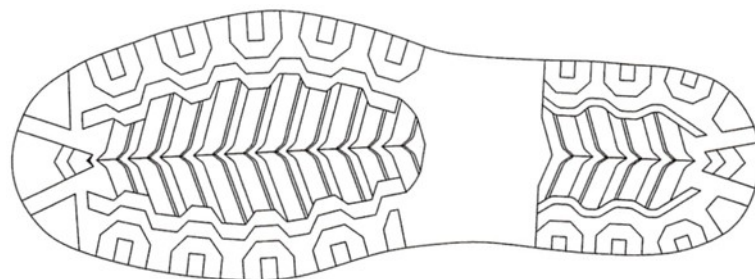
6 その他

本仕様に定めのない事項については協議を行い指示を受けること。

概要図 1



概要図 2



別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加八潮消防組合（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。